

# 平成13年分 所得税の改正のあらまし

税 務 署

平成13年分所得税の改正事項	1 ページ
本年の改正事項のうち、翌年分の所得税から適用される主なもの	8 ページ
前年の改正事項のうち、本年分の所得税から適用される主なもの	8 ページ
この説明書において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示します。	
所法	所得税法
所令	所得税法施行令
措法	租税特別措置法
耐用年数省令	減価償却資産の耐用年数等に関する省令
旧措法	租税特別措置法の一部を改正する法律（平成13年3月30日付法律第7号）による改正前の租税特別措置法

この説明書は、平成13年5月1日現在の平成13年分の所得税関係の税制改正のあらましについて説明したものです。

インターネットの国税庁のホームページ【<http://www.nta.go.jp>】では、税に関する情報を提供しています。

タックスアンサーは税金に関する疑問について、電話音声・FAX・インターネット【<http://www.taxanser.nta.go.jp>】でお答えしますのでご利用ください。電話音声・FAXのタックスアンサーをご利用の際に必要な「タックスアンサーコード表」は、税務署や市区町村の窓口にて用意してあります。

お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署（所得税担当）におたずねください。

確定申告書の様式が新しくなります。納税者の方々からの改善の要望にお応えして、平成14年1月から使用する確定申告書が新しくなります。申告書新様式の見本は最寄りの税務署でも閲覧できるほか、国税庁のホームページ【<http://www.nta.go.jp>】にも掲載されています。

## 平成13年分所得税の改正事項

### 1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の改正（措法41）

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例について、その適用期限が平成16年12月31日まで延長された上、平成13年7月1日から平成15年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額、控除期間及び控除率を次のとおりとする制度が創設されました。

（平成13年7月1日から平成15年12月31日までの間に居住の用に供する場合）

居住の用に供する時期	控除期間	住宅借入金等の年末残高	控除率
平成13年7月1日から 平成15年12月31日まで	10年間	5,000万円以下の部分の金額	1 %

（平成16年中に居住の用に供する場合）

居住の用に供する時期	控除期間	住宅借入金等の年末残高	控除率
平成16年1月1日から 平成16年12月31日まで	6年間	2,000万円以下の部分の金額	1 %
		2,000万円超3,000万円以下の部分の金額	0.5 %

(参考)平成13年1月1日から同年6月30日までの間に居住の用に供した場合の特別控除は、次のとおりです。

(平成13年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供する場合)

居住の用に供する時期	住宅借入金等の年末残高	控除期間及び控除率	
		平成13年1月1日から 平成13年6月30日まで	5,000万円以下の部分の金額
	7年目から11年目まで	0.75 %	
	12年目から15年目まで	0.5 %	

## 2 商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例(措法41の14)

商品先物取引による所得については、これまでは総合課税とされていましたが、平成13年4月1日から平成15年3月31日までの間に、一定の商品先物取引をし、かつ、その商品先物取引の決済(商品の受渡しが行われるものを除きます。以下「差金等決済」といいます。)をした場合には、その差金等決済に係る商品先物取引による事業所得及び雑所得については、他の所得と区分して、20%の税率による申告分離課税の方法により所得税が課されることとされました。

なお、この商品先物取引による事業所得又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合の、その損失の金額は、これらの所得以外の所得との損益通算及び翌年以降への繰越控除は認められないこととされています。

## 3 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例(措法28の4)の適用停止措置の期限が、3年延長されました。

## 4 みなし配当課税の改正(所法25)

企業組織再編成に関する税制の整備に伴い、適格合併又は適格分割型分割により被合併法人等の株主等が株式の交付を受ける場合のみなし配当課税は行わないなどの改正が行われたほか、株主等に対し金銭その他の資産の交付がない場合のみなし配当課税が廃止されました。

この改正は、平成13年4月1日以後に行われる合併等により交付を受ける金銭等について適用されます。

なお、配当等とみなす金額の計算の基礎となるその交付の基因となった所有株式に対応する資本等の金額の計算方法等(所令61)についても所要の整備が図られています。

## 5 優良賃貸住宅等の割増償却の特例の改正(措法14)

優良賃貸住宅等の割増償却の特例について、次の改正が行われました。

- (1) この特例の適用対象となる特定優良賃貸住宅について、共同住宅又は長屋の敷地の面積が300㎡以上であること、耐火建築物に該当する地上3階以上の共同住宅又は長屋であることとする要件が加えられました。この改正は、平成13年4月1日以後に取得等するものから適用されます。
- (2) この特例の適用対象に、高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行の日から平成15年3月31日までの間に新築された同法に規定する高齢者向け優良賃貸住宅で一定のものに加えられ、耐用年数が35年以上のものについては55%、その他のものについては40%の割増償却ができることとされました。

## 6 特定再開発建築物等の割増償却の特例の改正(措法14の2)

特定再開発建築物等の割増償却の特例の適用対象となる特定再開発建築物等の範囲から自転車駐車場の用に供される一定の建築物が除かれたほか、割増償却率が、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に規定する認定建築物で一定のものについては12%(これまでは14%)、沿道地区計画の計画区域内に建築される遮音上有効な建築物で一定のものについては9%(これまでは12%)にそれぞれ引き下げられるなどの改正が行われた上、適用期限が2年延長されました。

これらの改正は、平成13年4月1日以後に取得等するものから適用されます。

## 7 特定情報通信機器の即時償却の特例(旧措法12の4)が、所要の経過措置を講じた上、廃止されました。

## 8 減価償却資産の耐用年数の改正(耐用年数省令)

減価償却の対象となる「電子計算機」について、次のとおり改正されました。

別表第一 器具及び備品の部 2 事務機器及び通信機器

改 正 後		改 正 前	
細 目	耐用年数	細 目	耐用年数
電子計算機 パーソナルコンピュータ (サーバー用のものを除く。) その他のもの	4 5	電子計算機	6

9 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例（措法41の5）の適用期限が、3年延長されました。

10 生命保険料控除及び損害保険料控除の改正（所法76、77）

平成13年7月以後、生命保険会社と損害保険会社が相互に参入できることとなるいわゆる第三分野の保険契約（次の や などをいいます。）については、契約先が生命保険会社であるか損害保険会社であるかにかかわらず、身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる保険契約のうち、入院により医療費を支払ったことなどに基因して保険金が支払われるものについては、生命保険料控除の対象、身体の傷害に基因して保険金が支払われる保険契約については、損害保険料控除の対象とされることとなりました。

これらの改正は、保険契約に定められた保険期間の開始日が、平成13年7月1日以後のものについて適用されますが、平成14年以降の各年分については、保険期間の開始日にかかわらず、その年中に支払った保険料の基礎となる保険契約の内容に応じていずれかの控除が適用されることとなります。

11 認定特定非営利活動法人に寄付をした場合の寄付金控除の特例の創設（措法41の18）

個人が、特定非営利活動法人（NPO法人）のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けた認定NPO法人に対して、その認定NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄付（その寄付をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした場合には、その寄付についての支出金は、特定寄付金とみなして寄付金控除の適用が認められることとされました。

この改正は、平成13年10月1日以後に認定を受けた認定NPO法人に対して支出する寄付金について適用されます。

12 外国税額控除の改正（所法95、所令221）

外国税額控除について、外国又はその地方公共団体により課される税のうち、外国所得税に含まれないものの範囲が改正された上、この控除対象となる外国所得税の範囲から通常行われると認められない特定の取引に基因して生ずる所得に対して課されるものが除かれました。

これらの改正のうち、については、平成14年分から、また、については、平成13年4月1日以後に行う取引に基因して生ずる所得に対して課されるものから適用されます。

13 上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度の経過措置の適用期限が2年延長されました。

14 その他の主な改正事項

< 事業所得等関係 >

(減価償却等関係)

- (1) 国庫補助金等の総収入金額不算入（所法42、所令89）の対象となる国庫補助金等の範囲に、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の規定及び産業技術力強化法の規定に基づく新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金で一定のものが追加されました。
- (2) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除の特例（措法10の4）について、この特例の適用対象者の範囲について、卸売業又は小売業を営む青色申告者については中小企業者に限ることとされるなどの改正が行われた上、適用期限が2年延長されました。
- (3) 事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除の特例（措法10の5）について、適用対象となる事業化設備等の取得価額要件が280万円以上（これまでは250万円以上）に、リース費用の総額要件が370万円以上（これまでは340万円以上）にそれぞれ引き上げられた上、適用期限が2年延長

されました。

- (4) 特定設備等の特別償却の特例（措法11）について、適用対象となる公害防止用設備の範囲に、特定フロン等の回収又は破壊の用に供する設備で一定のものうち、取得価額が150万円以上のものが加えられるとともに、一般公害防止用設備について、取得価額要件（150万円以上）が設けられた上、次の設備等に係る特別償却率を、それぞれ次のように引き下げるなどの改正が行われました。

設 備 等	改 正 後	改 正 前
公害防止用設備のうち、産業廃棄物処理用設備	16 %	17 %
電 線 類 地 中 化 設 備	5 %	7 %
船舶等のうち、内航船舶の二重構造化タンカー	18 %	19 %

- (5) 地震防災対策用資産の特別償却の特例（措法11の2）について、適用対象者の範囲が、大規模地震対策特別措置法施行令第4条に規定する施設又は事業の管理又は運営を行う青色申告者とされるとともに、特別償却率が10%（これまでは11%）に引き下げられた上、適用期限が2年延長されました。
- (6) 事業革新設備等の特別償却の特例（措法11の3）について、事業革新設備に係る特別償却の適用期限が2年延長されるとともに、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に係る一定の技術革新設備を取得等した場合の特別償却の特例が廃止されました。
- (7) 特定余暇利用施設の特別償却の特例（措法11の4）について、適用対象となる施設の取得価額要件が1億3,000万円以上（これまでは1億2,000万円以上）に引き上げられるとともに、基本構想の変更同意の期限が1年延長されました。
- (8) 特定電気通信設備等の特別償却の特例（措法11の5）について、適用対象となる電気通信利便性設備の範囲からデジタル伝送装置で一定のものが除かれるとともに、デジタル送信用光伝送装置で一定のものが加えられ、当該装置の特別償却率が12%とされた上、適用期限が2年延長されました。また、放送番組制作効率化設備に係る特別償却の適用期限が2年延長されました。
- (9) 商業施設等の特別償却の特例（措法11の6）について、適用対象となる施設の範囲から中小小売商業振興法に規定する店舗集約化計画に従って取得等した一定の店舗用又は倉庫用建物等が除かれるとともに、適用期限が2年延長されました。
- (10) 再商品化設備等の特別償却の特例（措法11の7）について、適用対象となる設備の範囲に、食品循環資源再生利用設備で一定のものが追加されました。
- (11) 低開発地域等における工業用機械等の特別償却の特例（措法12）について、次の改正が行われました。  
 イ 次に掲げる地域において新設又は増設する工業用機械等の特別償却率、取得価額要件及び適用期限がそれぞれ次のように改められるとともに、対象事業の範囲などが改められました。

地 域	減価償却資産	特 別 償 却 率		取 得 価 額 要 件		適 用 期 限 の 延 長
		改 正 後	改 正 前	改 正 後	改 正 前	
半島振興対策 実施地域	機械及び装置	11 %	12 %	(改正なし)	2,300万円超	2 年
過疎地域 過疎地域に 類する地区	機械及び装置	11 %	12 %	(改正なし)	2,500万円超	(改正なし)
水源地域	機械及び装置	12 %	13 %	2,500万円超	2,300万円超	2 年
	建物及び その付属設備	7 %	8 %			
離島振興対策 実施地域	機械及び装置	11 %	12 %	2,500万円超	2,300万円超	2 年

口 産炭地域等（産炭地域、稼行炭鉱地域、新規閉山地区）における工業用機械等の特別償却の特例が適用期限の到来（平成13年11月12日）をもって廃止されました。

- (12) 中小企業者の機械等の特別償却の特例（措法12の2）について、適用期限が2年延長されるとともに、医療用機器等に係る特別償却について、一台又は一基の取得価額が2,700万円以上の救急医療用機器で一定のものの特別償却率を20%（これまでは14%）とする改正が行われました。
- (13) 特定医療用建物の割増償却の特例（措法12の3）が特定医療用建物の割増償却等の特例に改められ、適用期限が2年延長された上、医療保健業を営む青色申告者が、平成13年4月1日から平成15年3月31日までの間に一定の建替え病院用建物を取得等して、これをその事業の用に供した場合には、基準取得価額（取得価額の50%相当額）の15%の特別償却ができる特例が設けられました。
- (14) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等の特例（措法13）について、適用対象となる障害者対応設備等の範囲にスロープ付タクシーが追加されるとともに、タクシーに係る特別償却率が20%（これまでは25%）に引き下げられた上、適用期限が2年延長されました。
- (15) 経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員の機械等の割増償却の特例（措法13の2）について、中小漁業構造改善計画を実施する漁業協同組合等の構成員の漁船の割増償却の適用期限が1年、経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員の機械等の割増償却の適用期限が2年、それぞれ延長されました。
- (16) 農業経営改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却の特例（措法13の3）について、農業経営改善計画を実施する個人の機械等の割増償却の特例の適用対象となる資産の範囲から、農業用の器具及び備品が除かれるとともに、適用期限が2年延長されました。また、林業経営改善計画を実施する個人の林業用機械等の割増償却の特例の所有森林面積要件が廃止されるとともに、受託森林施業面積要件が100ha以上（これまでは2ha以上）に引き上げられるなどの改正が行われました。
- (17) 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却の特例（措法18）の適用対象となる負担金の範囲から、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に規定する製造協同組合等が賦課する負担金が除かれた上、適用期限が2年延長されました。
- (18) 中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除の特例（措法10の7）の適用期限が平成14年3月31日までとされ、鉱業用坑道等の特別償却の特例（措法16）の適用期限が2年延長されました。

（引当金・準備金関係）

特定災害防止準備金の特例（措法20の4）の適用期限が2年、探鉱準備金の特例（措法22）の適用期限が3年、それぞれ延長されました。

（その他）

- (1) 試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除の特例（措法10）について、次の改正が行われるとともに、適用期限が2年延長されました。

適用対象となる特別試験研究費の範囲に、研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究が加えられるとともに、試験研究費の範囲から、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に規定する製造協同組合等が賦課する負担金が除かれました。

中小企業者に該当する青色申告者に係る試験研究費の額に対する10%の税額控除率が、平成14年分まで1年延長され、平成15年分の税額控除率については6%とすることとされました。

- (2) 特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例（措法28の2）について、適用対象となる特定の業務を行う法人の範囲に環境事業団が追加されるとともに、その特定の業務の範囲に、環境事業団法に規定する業務のうち一定のものが追加された上、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関が行う一定の業務が除かれました。

- (3) 転廃業助成金等に係る課税の特例（措法28の3）について、転廃業助成金等による代替資産の取得等が2年以内にできないとするやむを得ない事情から、漁業再建整備特別措置法の規定に基づく整備計画により行われる同法に規定する遠洋底びき網漁業に使用されていた漁船の隻数の縮減措置によるものが除かれるなどの改正が行われました。
- (4) 特定の取締役等が受ける株式譲渡請求権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（措法29の2）について、課税の繰延べの対象とされている税制適格ストックオプションにより取得した特定株式の範囲に、所得税法施行令第113条第1項に規定する分割型分割に係る同項に規定する分割承継法人の株式が加えられるなどの所要の整備が行われました。

< 譲渡所得・山林所得関係 >

- (1) 長期譲渡所得の課税の特例（措法31）の適用期限が3年延長されました。
- (2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の軽減税率の特例（措法31の2）の適用対象とされている土地等の譲渡に係る一団の宅地の造成の「開発許可」要件について、都市計画法の改正に伴い所要の整備が行われた上、適用期限が平成15年12月31日まで延長されました。
- (3) 短期譲渡所得の軽減税率の特例（措法32）の適正価格要件の適用停止措置の期限が3年延長されました。
- (4) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法33、33の4）の適用対象に、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の規定に基づき行う国又は地方公共団体の処分に伴い、その土地の上にある資産の取りこわし又は除去をしなければならなくなった場合におけるこれらの資産に対する補償金を取得する場合が加えられるなどの改正が行われました。
- (5) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法34）の適用対象に、重要文化財、史跡、名勝又は天然記念物として指定された土地が独立行政法人国立博物館又は独立行政法人国立科学博物館に買い取られる場合が追加されました。
- (6) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法34の2）について、次の改正などが行われています。

特定の民間宅地造成事業のために土地等が買い取られた場合の適用期限が3年延長されました。

特例の適用対象に、土地等につき高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に規定する土地区画整理事業が施行された場合において、その土地等に係る換地処分によりその土地等のうち、保留地に対応する部分の譲渡で一定のものがあつたときが加えられました。

特例の適用対象とされている環境事業団が行う工場又は事業場の集団化に必要な建物その他の特定施設の設置に関する事業のために土地等が買い取られた場合の特定施設の範囲に、環境事業団法や同法施行令に規定する施設で一定のものが加えられました。

- (7) 農地保有合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法34の3）の適用対象に、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定による都道府県知事のあっせんにより、同法の認定を受けた者に一定の山林に係る土地の譲渡をした場合が加えられました。
- (8) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法36の6）について、平成13年4月1日以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換え資産については、家屋の床面積要件の上限が280㎡（これまでは240㎡）に引き上げられるとともに、耐火建築物である場合の築後経過年数要件が25年以内（これまでは20年以内）に緩和された上、適用期限が3年延長されました。
- (9) 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例（措法37、37の4）の適用対象となる買換えの組合せについて、次の及びのとおり見直しが行われた上、のとおり適用期限等が延長されました。  
既成市街地等の内から外への買換えの組合せについて、譲渡資産に係る取得時期要件が所有期間10年超の資産（これまでは平成3年3月31日以前に取得された資産）とされました（平成14年1月1日以

後の譲渡資産の譲渡から適用されます。 ) 。

次の買換えが適用対象から除外されました (平成13年4月1日以後の譲渡資産の譲渡から適用されず。 )。

- イ 水質汚濁規制水域関連地域の内から外への買換えの組合せのうち、水道水源水域に係る特定施設等の移転等に伴う買換え
- ロ 新産業都市等及び誘致区域以外の地域内から新産業都市等内への買換えの組合せのうち、新産業都市区域又は工業整備特別地域以外の地域からこれらの地域内への買換え
- ハ 過度集積地域から特定の拠点地区内への産業業務施設の移転に伴う買換えの組合せ
- ニ 一定の構造改善事業を営む者の長期所有の土地建物等から事業の構造改善・事業転換に資する建物、機械装置への買換えの組合せ  
適用期限等の延長
- イ 産業活力再生特別措置法の事業再構築計画に基づいて行われる長期所有の土地建物等から既成市街地等以外の地域内にある土地建物等、機械装置への買換えの組合せについて、事業再構築計画の認定・確認期限が2年延長されました。
- ロ 長期所有の土地建物等から国内にある土地建物等、機械装置への買換えの組合せの適用期限が3年延長されました。
- ハ 上記以外の買換えの組合せが5年延長されました。
- ニ 所有期間5年以下の土地等を特例の適用対象から除外する規定について、この除外規定の適用停止措置の期限が3年延長されました。

- (10) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例 (措法37の5) のうち中高層耐火共同住宅の建設のための買換えについて、買換資産である中高層の耐火共同住宅の範囲に、法人の分割により当該建築物の建築に関する事業を引き継いだ分割承継法人が建築したものが加えられました。
- (11) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例 (措法37の7) の適用対象とされている一団の宅地の造成に関する事業に係る「開発許可」要件について、都市計画法の改正に伴い所要の整備が行われました。
- (12) 国等に対して財産を寄付した場合の譲渡所得等の非課税の特例 (措法40) について、国税庁長官の承認の取消しがあった場合に、その承認を受けた者が死亡しているときは、その納付すべき所得税に係る延滞税の計算の起算日を、その取消しの通知を受けた日の翌日とするなどの改正が行われました。
- (13) 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例 (措法40の2) について、非課税の特例の対象に、重要文化財を独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館又は独立行政法人国立科学博物館に譲渡した場合、2分の1課税の特例の対象に、重要文化財に準ずる文化財のうち独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館又は独立行政法人国立科学博物館において保存及び活用すべきものをこれらの独立行政法人に譲渡した場合が加えられました。
- (14) 山林所得に係る森林計画特別控除の特例 (措法30の2) の適用期限が2年延長されました。
- (15) 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例 (措法37の10) について、法人の株主等が次に掲げる事由により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額 (みなし配当とされる部分を除きます。) を株式等の譲渡所得等に係る収入金額とみなして課税するなど、みなし譲渡課税について所要の改正が行われるとともに、合併等により取得した株式の取得価額の計算方法 (所令112~114) の整備が図られました。
  - 法人の合併 (その法人の株主等に合併法人の株式以外の資産が交付された場合に限り。)
  - 法人の分割 (その法人の株主等に分割承継法人の株式以外の資産が交付された場合に限り。)
  - 法人の資本若しくは出資の減少 (株式が消却されたものを除きます。)、又は法人の解散による残余財産の分配

## 法人の株式の消却

法人からの退社又は脱退による持分の払戻し

### <その他>

- (1) 老人等の少額貯蓄の非課税制度の対象となる老人等の範囲(所令30の3)に、予防接種法に規定する二類疾病に係る健康被害救済給付を受ける者のうち障害年金受給者及び遺族年金受給者(妻に限ります。)が加えられました。
- (2) 一括登録国債の利子の課税の特例(措法5の2)の適用対象に、税務署長の承認を受けた適格外国仲介業者を経由して一括登録国債として寄託した国債の利子が追加されました。
- (3) 企業組織再編成に係る税制の整備に伴い、株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税の特例(措法8の5)、上場会社等の利益をもってする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例(旧措法9の5)、利益をもってする株式の消却の場合のみなし配当に対する源泉徴収の不適用等の特例(旧措法9の6)、銀行持株会社に対する合併新株券の現物出資に係る課税の特例(旧措法37の14)が、改正又は廃止されました。
- (4) 特定の農業協同組合連合会等の合併の場合のみなし配当に対する源泉徴収の不適用の特例(旧措法9の8)が廃止されました。
- (5) 同族会社等の行為又は計算の否認等(所法157)について、合併等をする移転法人又は取得法人の行為又は計算について所要の整備がされ、平成13年4月1日以後合併等をするこれらの法人の同年3月31日以後の行為又は計算について適用されることとなりました。
- (6) 特定短期国債等に係る源泉徴収免除等の特例(措法41の12)の適用対象となる国債の範囲に、財政融資資金法及び財政融資資金特別会計法の規定により発行される国債が追加されるなどの改正が行われました。

### 本年の改正事項のうち、翌年の所得税から適用される主なもの

- 1 貸倒引当金(所法52、所令144、145)について、この計算の基礎となる貸金等の範囲について、個別評価貸金等と一括評価貸金等を区分し、個別評価貸金等の範囲には、その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる貸金等に係る債務者に対する他の貸金等を含むこととされ、その個別評価貸金等に係る債務者ごとに必要経費算入額を計算するなど個別評価貸金等に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額等の計算方法の整備が行われました。
- 2 プログラム等準備金の特例(措法20の2)について、汎用プログラムのうち制御プログラムの開発費用に係る積立限度額が6億5千万円以下とされるとともに、データベースの構成に要する費用に係る積立率が8%(改正前9%)に引き下げられた上、その適用期限が2年延長されました。
- 3 技術等海外取引に係る所得の特別控除の特例(措法21)について、所得金額基準が事業所得金額の15%(改正前20%)に引き下げられるとともに、適用期限が2年延長されました。
- 4 配当控除の特例(措法9)について、証券投資信託の収益の分配に係る配当所得に対する配当控除について、信託財産への株式組入割合の区分に応じた配当控除割合を適用するなどの改正が行われました。

### 前年の改正事項のうち、本年分の所得税から適用される主なもの

- 1 プログラム等準備金の特例(措法20の2)のうち、汎用プログラムのうち制御プログラムの開発費用に係る準備金について、収入金額が年50億円超の部分の積立率が2%(これまでは5%)に引き下げられました。
- 2 技術等海外取引に係る所得の特別控除の特例(措法21)について、所得金額基準が事業所得金額の20%(これまでは25%)に引き下げられました。
- 3 製品輸入額が増加した場合の所得税額の特別控除の特例(措法10の6)について、税額控除割合が一律4%(これまでは製品輸入増加割合に応じて4~5%)に引き下げられました。